

# 南相馬市地域防災計画

【津波災害対策編】

【日本海溝・千島海溝周辺  
海溝型地震防災対策推進計画】



## 【津波災害対策編】

### 【日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画】

第1部 津波災害対策編	
第1章 応急活動体制	301
第1節 動員配備	301
第2節 活動体制	302
第2章 避難対策	303
第1節 災害情報の収集・伝達	303
第2節 避難活動	306
第2部 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	
第1章 総則	309
第1節 推進計画の目的	309
第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	309
第2章 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	310
第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	311
第1節 津波からの防護	311
第2節 津波に関する情報の伝達等	311
第3節 地域住民等の避難行動等	311
第4節 指定避難場所及び指定避難所の運営・安全確保	311
第5節 意識の普及・啓発	312
第6節 消防機関等の活動	312
第7節 上下水道、電気、ガス、通信	312
第8節 交通	312
第9節 管理等を行う施設等に関する対策	313
第10節 迅速な救助	313
第4章 関係者との連携協力の確保に関する事項	314
第1節 資機材、人員等の配備手配	314
第2節 物資の備蓄・調達	314
第5章 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項	315
第1節 後発地震への注意を促す情報の発表及び応急活動体制	315
第2節 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知	317
第3節 市の防災対応	317
第6章 防災訓練に関する事項	319
第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	320
第1節 市職員等に対する教育	320
第2節 住民等に対する教育・広報	321



## 第 1 部 津波災害対策編



# 第1章 応急活動体制

## 第1節 動員配備

### 第1 配備体制の確立

#### 1 配備体制

市の配備体制は、次のとおりである。

配備体制 [本部]	配備基準	組織	配備要員
警戒配備体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波予報区の「福島県」に津波注意報が発表されたとき</li> <li>北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき</li> <li>市長が必要と認めたとき</li> </ul>	災害対策関係部課 ※災害対策本部組織に準じ各課連携して対応	災害対策関係部課で定める
第一次非常配備体制 [災害対策本部設置]	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波予報区の「福島県」に津波警報が発表されたとき</li> <li>市長が必要と認めたとき</li> </ul>	災害対策本部の組織	各班で定める。 [目安] 概ね12時間交代で応急対策が実施できる体制とする。
第二次非常配備体制 [災害対策本部設置]	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波予報区の「福島県」に大津波警報が発表されたとき</li> <li>大規模な災害が発生した場合</li> <li>市長が必要と認めたとき</li> </ul>	災害対策本部の組織	市の総力を挙げて対処する体制とする（全職員）。

#### 2 配備の決定

津波情報による自動配備を基本とする。ただし、市長から別に指示がある場合はこの限りでない。

## 第2 動員

一般災害対策編 第1部第1章第1節第2の1から4を準用する。(p-81)

## 第2節 活動体制

### 第1 警戒配備体制

一般災害対策編 第1部第1章第2節第2を準用する。(p-83)

### 第2 災害対策本部の設置・解散

#### 1 災害対策本部の設置

市長は、大規模な災害の発生するおそれがあり、又は災害が発生し、その対策を要する場合は、災害対策本部を設置する。

津波警報・大津波警報が発表された場合は、自動的に設置する。

#### 2 本部の設置場所、災害対策本部設置の通知、災害対策本部の解散

一般災害対策編 第1部第1章第2節第3の2から4を準用する。(p-83)

### 第3 災害対策本部の運営

一般災害対策編 第1部第1章第2節第4の1から4を準用する。(p-83)

### 第4 災害対策本部の組織

一般災害対策編 第1部第1章第2節第5を準用する。(p-84)



## 第2章 避難対策

※避難活動後の避難生活及び各種災害応急対策、災害復旧については、一般災害対策編に準ずるものとする。

### 第1節 災害情報の収集・伝達

担当	【市】総務部・復興企画部 【関係機関】相馬地方広域消防本部・福島地方気象台・南相馬警察署
----	---

#### 第1 津波情報の収集・伝達

##### 1 津波警報・注意報

気象庁から発表される大津波警報、津波警報又は津波注意報は、次のとおりである。本市が属する津波予報区は、「福島県」である。

なお、大津波警報は、特別警報に位置付けられている。

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 (高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、又、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったたり海岸に近づいたりしない。

## 2 津波情報

気象庁は、大津波警報、津波警報又は津波注意報を公表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報（注1）	各津波予報区の津波の到達予想時刻（注2）や予想される津波の高さ（発表内容は前項「1 津波警報・注意報」の表に記載）を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（注3）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（注4）

（注1）気象庁ホームページでは、「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は「津波警報・注意報・予報」にまとめた形で発表する。

（注2）この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

（注3）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2 m以上	数値で発表
	0.2 m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（注4）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

発表中の津波警報等	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1 m以上	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m未満	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

## 3 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

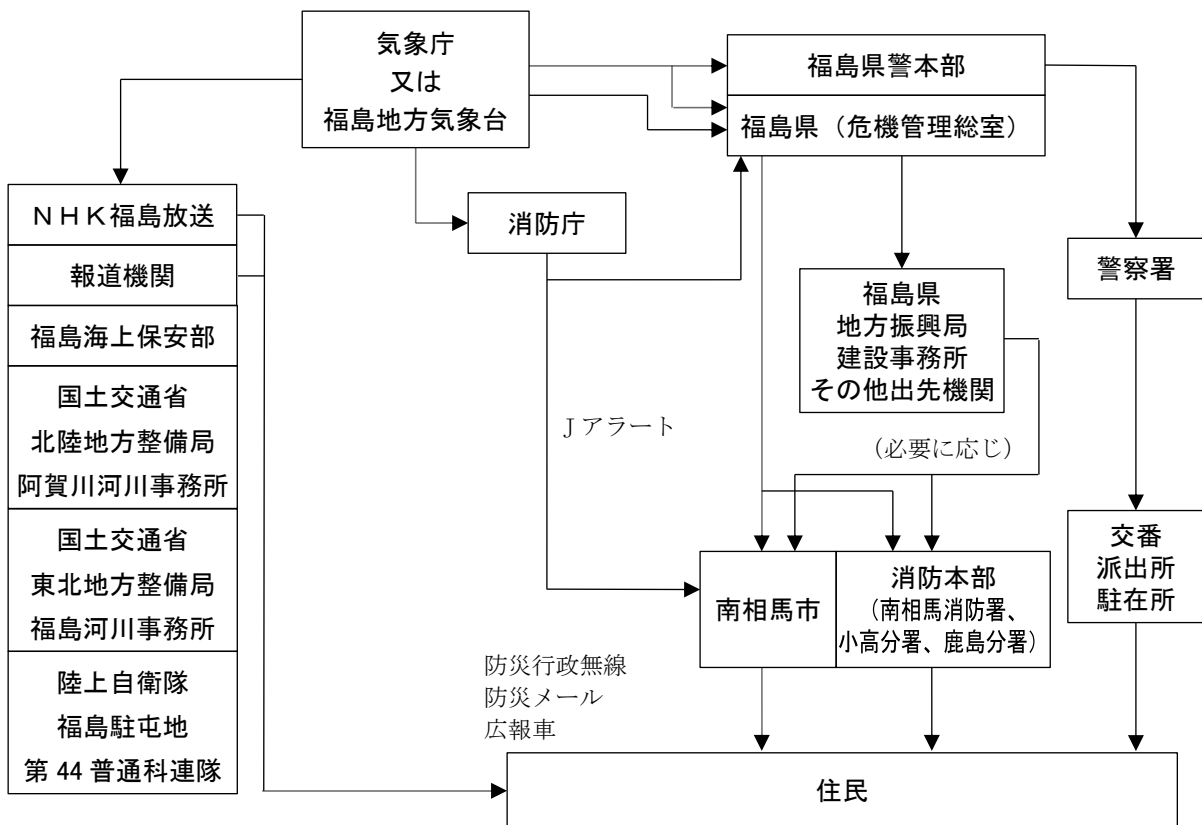
発表される場合	内容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
0.2 m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2 m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を、津波に関するその他の情報に含めて発表

津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ったの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要であることを、津波に関するその他の情報に含めて発表
----------------------	---

## 第2 津波情報の伝達

津波情報の伝達系統は、次のとおりである。

市（秘書課・危機管理課）は、住民に対し、防災行政無線、防災メール等で伝達する。



## 第2節 避難活動

担当	<p>【市】総務部・復興企画部・商工観光部・農林水産部・建設部・教育委員会事務局・施設管理課</p> <p>【関係機関】相馬地方広域消防本部・南相馬市消防団・相双建設事務所・南相馬警察署・磐城国道事務所・東日本旅客鉄道（株）</p>
----	--

## 第1 津波の警戒

## 1 津波の警戒体制

消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）及び消防団は、津波注意報・警報が発表された場合、次の警戒体制をとる。

発表区分	警戒区域	区	警戒担当	通報及び連絡者	巡視者及び連絡者	
注意報	津波危険区域一円	全区	消防署	消防署員	消防署員	
警報	村上海岸	小高区	小高区団 第3分団	小高区団 第3分団長	区団第3分団員	
	角部内海岸					
	浦尻海岸					
	南右田海岸	鹿島区	鹿島区団 第1・2分団	鹿島区団 第1・2分団長	区団第1分団員	
	烏崎地区海岸				区団第2分団員	
	渋佐海岸	原町区	原町区団 第1分団	原町区団 第1分団長	区団第1分団員	
	萱浜海岸				区団第3分団員	
	小沢海岸				原町区団 第3分団	原町区団 第3分団長
北泉海岸	原町区団 第4分団				原町区団 第4分団長	区団第4分団員

## 2 津波警戒の呼びかけ

消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）及び消防団は、担当区域において広報車や拡声器により、海岸付近にいる人やドライバーに津波の警戒及び避難を呼びかける。

市（危機管理課）は、防災行政無線や防災メールで、津波の警戒や危険区域からの避難を広報する。

## 3 海水浴客等の安全確保

市（観光交流課・都市計画課）は、海水浴場等沿岸施設の管理人等（常駐している者に限る。）に対し、津波注意報等が発表された際は、速やかに利用者へ津波への警戒や避難を呼びかけ、自らも命を守る避難行動をとるよう指導を徹底する。

## 4 沿岸部の水門操作従事者等の安全確保

市（農林整備課・土木課）は、水門操作等沿岸部での業務に従事する管理人等に対し、津波注意報等が発表された際は、速やかに命を守る避難行動をとるよう指導を徹底する。

## 5 津波の監視

消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）及び消防団は、津波浸水想定区域外の高台で津波を監視する。

## 第2 交通規制等

### 1 道路の交通規制

警察、道路管理者は、津波警報が発表された場合、浸水が想定される道路に規制点を設け、通行を規制し、迂回路を指示する。

### 2 公共交通機関

東日本旅客鉄道（株）、バス事業者は、津波警報が発表された場合、鉄道、バスの運行を停止する等の措置をとる。

## 第3 避難指示等の発令

### 1 避難指示等の発令

市長（秘書課・危機管理課）は、津波注意報・津波警報が発表された場合、避難区域等に対し、避難指示を発令する。

なお、遠地津波の場合は、避難指示に先立ち、高齢者等避難を発令し、避難行動要支援者の避難を促す。

### 2 避難指示等の伝達

市（秘書課・危機管理課・生涯学習課）は、次の手段を用いて、避難指示を伝達する。

- |                   |            |
|-------------------|------------|
| (1) 防災行政無線及び戸別受信機 | (2) 防災メール  |
| (3) 緊急速報メール       | (4) SNS    |
| (6) Lアラート         | (5) ホームページ |
| (7) 広報車           |            |

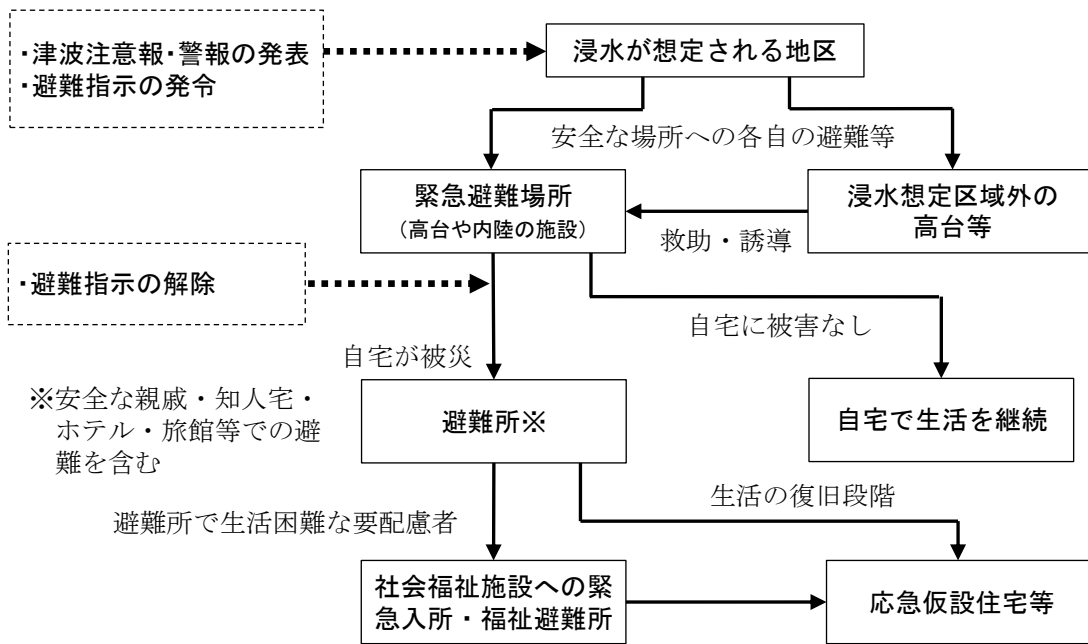
## 第4 避難活動

### 1 津波避難の基本

津波避難の基本は、次のとおりである。

- |   |
|---|
| (1) 地震の覚知、津波注意報・警報、避難指示を知った場合は、各自が安全な内陸部又は緊急避難場所を目指して避難する。                            |
| (2) 避難先は津波一時避難場所（指定緊急避難場所）や指定避難所に限るものではない。普段から津波ハザードマップを確認し、安全な高台などの避難場所や避難経路を確認しておく。 |
| (3) 避難する場合は、できるだけ徒歩で避難する。身体の不自由な方を避難させる場合などやむを得ない場合のみ自動車を活用する。                        |
| (4) 緊急避難場所など安全な場所に避難したら、避難指示が解除されるまで、決して戻らない。（その場に留まる。）                               |
| (5) 高台等に避難し孤立した場合は、ヘリコプターその他で救助又は誘導する。  |
| (6) 避難指示が解除され、津波浸水がない場合は、自宅での生活を継続する。   |
| (7) 住家が被災した場合は、避難所を開設し避難者を受け入れる。  |

【避難活動の流れ】



2 避難誘導

津波からの緊急避難は、各自が行うことが原則である。

避難のため十分な時間がある場合は、市、消防職員、消防団員、警察官、自主防災組織・行政区等の住民が避難誘導を行うが、あくまで自身の安全確保を最優先とする行動を徹底しなければならない。

なお、避難行動要支援者の避難支援は、一般災害対策編を準用する。

3 高台からの救助

高台等に避難し孤立している場合は、ヘリコプターによる救助や消防団員等による誘導により、内陸の緊急避難場所に受け入れる。

緊急避難場所・避難所の設置・運営については、一般災害対策編 第1部第6章第2節を準用する。(p-113)

## 第2部 日本海溝・千島海溝周辺 海溝型地震防災対策推進計画





## 第1章 総則

### 第1節 推進計画の目的

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、地震防災対策の推進を図ることを目的とした計画である。

なお、地震・津波対策は全ての地震・津波に共通するものである。

そのため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に特有の「後発地震への注意を促す情報等」への対応以外は、各編を準用するものとする。

### 第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

地震防災に関し、防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱については、総則・災害予防対策編 第1部第2章第1節を準用する。（p-7）

## 第2章 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

担当	【市】復興企画部・建設部・関係各課・施設管理課
----	-------------------------

市（関係各課）は、地震・津波災害に強いまちづくりとして、都市防災機能の強化、建築物等の安全対策、津波避難施設、避難体制等の整備等を実施する。

整備の方針及び内容については、総則・災害予防対策編 第2部第1章及び第2章を準用する。

(p-27)

## 第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

### 第1節 津波からの防護

担当	【市】復興企画部・農林水産部・建設部 【関係機関】相馬地方広域消防本部・相双建設事務所・相双農林事務所・福島海上保安部
----	--

市（危機管理課・農林整備課・土木課）及び県は、津波の防御のため、防潮施設の整備及び施設の適正な管理、海岸防災林の整備等を行う。

整備の内容については、総則・災害予防対策編 第2部第1章第4節を準用する。（p-36）

### 第2節 津波に関する情報の伝達等

担当	【市】総務部・復興企画部 【関係機関】相馬地方広域消防本部・福島地方気象台・南相馬警察署
----	---

市（秘書課・危機管理課）は、気象庁から発表される津波に関する情報を住民等に伝達する。沖合の船舶、漁船等に対しては、第二管区海上保安本部及び福島海上保安部から、各関係機関を通じて、津波警報等が伝達される。

情報の伝達等の連絡体制については、津波災害対策編 第2章第1節を準用する。（p-303）

### 第3節 地域住民等の避難行動等

担当	【市】復興企画部・農林水産部・建設部・関係各課 【関係機関】相馬地方広域消防本部・相双建設事務所・相双農林事務所・福島海上保安部
----	---

市（危機管理課・関係各課）は、浸水想定区域の住民等の避難について、具体的かつ実践的な津波避難計画の作成等に努めるとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。

また、避難行動要支援者名簿を作成し、あらかじめ自主防災組織、消防団・民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の避難支援者に提供し避難体制を構築する。

以上の内容については、総則・災害予防対策編 第2部第1章第4節を準用する。（p-36）

### 第4節 指定避難場所及び指定避難所の運営・安全確保

担当	【市】総務部・復興企画部・市民生活部・健康福祉部・子ども未来部・商工観光部・教育委員会事務局・関係各課・施設管理課
----	---

市（危機管理課・関係各課）は、津波のおそれのある場合は、避難場所を開放し、また、被災者の一時的な生活の場として避難所を開設し、食料、生活必需品等の供給、その他の支援を行う。

避難場所及び避難所の開設、運営等については、一般災害対策編 第1部第6章第2節を準用する。（p-113）

## 第5節 意識の普及・啓発

担当	【市】復興企画部・教育委員会事務局
----	-------------------

市（危機管理課・関係各課）は、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波発生時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、地震・津波等ハザードマップ、市民防災マニュアルを作成し配布するほか、市のホームページ、地域での防災訓練等により、意識の普及・啓発を図る。

以上の内容については、総則・災害予防対策編 第2部第3章第1節を準用する。(p-65)

## 第6節 消防機関等の活動

担当	【市】復興企画部 【関係機関】相馬地方広域消防本部・南相馬市消防団
----	--------------------------------------

市（危機管理課）は、津波避難計画の作成、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等に当たって、消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）、消防団等の多様な主体の参画により、それぞれ機関の役割を明確に示すこととする。

なお、消防本部における動員、配備及び活動計画は、消防計画に定めるところによる。

## 第7節 上下水道、電気、ガス、通信

担当	【市】総務部・復興企画部・建設部 【関係機関】相馬地方広域水道企業団・東北電力（株）・東北電力ネットワーク（株）・相馬ガス（株）・東日本電信電話（株）
----	--

ライフライン管理者は、ライフライン機能を維持するため、施設等の整備及び災害時の応急復旧を実施する。

これらライフラインの災害予防対策については、総則・災害予防対策編 第2部第2章第8節（p-61）、災害応急対策については、一般災害対策編 第1部第15章を準用する。(p-154)

## 第8節 交通

担当	【市】建設部 【関係機関】相双建設事務所・磐城国道事務所・南相馬警察署
----	--

警察は、地震・津波発生時に交通を規制する。県及び市等は、緊急輸送路を確保する。

交通規制については、一般災害対策編 第1部第10章第2節（p-136）、緊急輸送路の確保については、一般災害対策編 第1部第9章第1節を準用する。(p-130)

また、津波警報等の発表時の交通対策は、津波災害対策編 第2章第2節を準用する。(p-306)

## 第9節 管理等を行う施設等に関する対策

担当	【市】施設管理課
----	----------

市（施設管理課）は、地震・津波発生時に、管理する施設の利用者等を安全な避難場所等に誘導する。

社会福祉施設等においては、あらかじめ定められた避難確保計画等により、施設管理者が安全を確保する。

## 第10節 迅速な救助

担当	【市】復興企画部・商工観光部・農林水産部・建設部 【関係機関】相馬地方広域消防本部・南相馬市消防団
----	--

消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）は、消防団等と連携して被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動を実施する。

対策の内容については、次の各節を準用する。

救助・救助活動：一般災害対策編 第1部第5章第2節（p-106）

津波発生時における高台等の緊急避難場所の孤立者の救助：津波災害対策編 第2章第2節（p-308）

事前の準備：総則・災害予防対策編 第2部第2章第1節（p-50）

## 第4章 関係者との連携協力の確保に関する事項

### 第1節 資機材、人員等の配備手配

担当	<b>【市】</b> 総務部・復興企画部・商工観光部・関係各課 <b>【関係機関】</b> 相馬地方広域消防本部・南相馬市消防団
----	---

市（総務課・危機管理課・商工労政課・観光交流課・移住定住課・関係各課）は、発生時に必要な資機材、人員等について、法令及び相互応援協定等に基づき、国、県、市町村、関係団体等に要請し、確保する。

内容については、一般災害対策編 第1部第3章第1節を準用する。（p-95）

### 第2節 物資の備蓄・調達

担当	<b>【市】</b> 総務部・復興企画部・建設部・施設管理課
----	--------------------------------

市（危機管理課）は、災害発生に備え、住民に対し、最低3日間、推奨1週間分の備蓄に努めるよう啓発を図る。公的備蓄については、想定東北太平洋沖地震の想定避難者数の3日分を目標として、公的備蓄を行う。

内容については、総則・災害予防対策編 第2部第2章第6節を準用する。（p-58）

なお、災害発生後の調達については、前節のとおりである。

## 第5章 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

### 第1節 後発地震への注意を促す情報の発表及び応急活動体制

#### 第1 北海道・三陸沖後発地震注意情報

##### 1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表

日本海溝・千島海溝沿いの領域で規模の大きな地震が発生すると、その地震の影響を受けて新たな大規模地震が発生する可能性が相対的に高まると考えられている。

このため、気象庁は、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及び想定震源域に影響を与える外側のエリアで、Mw7.0以上の地震が発生した場合に、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発表する。

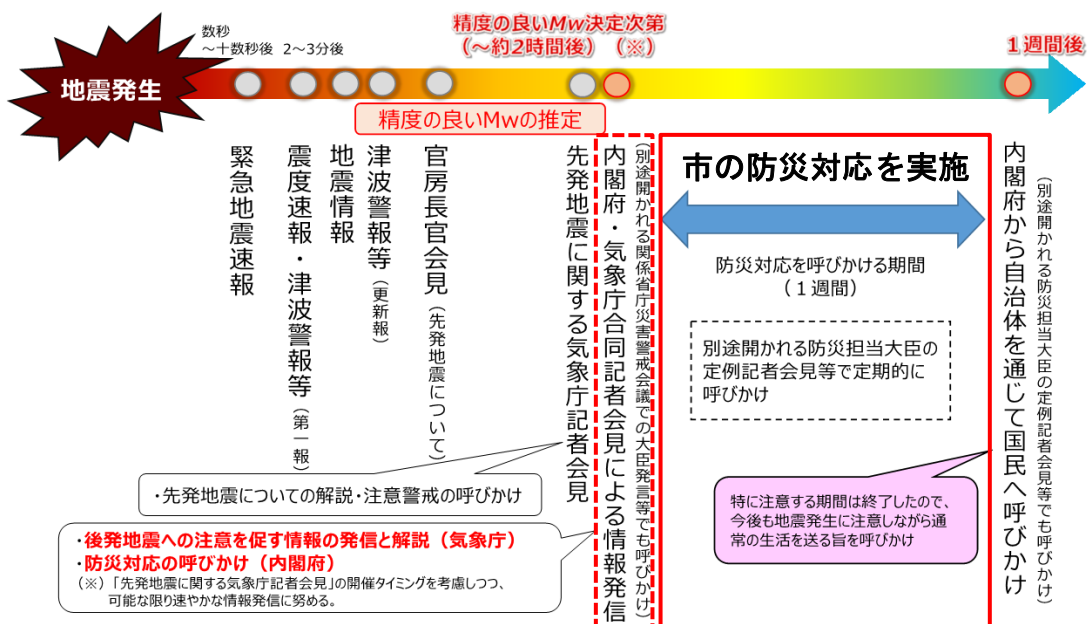
当該情報の発表基準は、次のとおりとなっている。

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域及び想定震源域に影響を与える外側のエリアで Mw7.0 以上の地震が発生した場合。  
 なお、想定震源域に影響を与える外側のエリアで Mw7.0 以上の地震が発生した場合は、地震のモーメントマグニチュードに基づき想定震源域への影響を評価し、想定震源域に影響を与えると評価した場合に限る。

##### 2 情報発表の流れ

気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを推定（地震発生後 15 分～2 時間程度）し、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発表基準を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれる。

合同記者会見では、気象庁から「北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表と解説」が行われ、その後に内閣府から「当該情報を受けてとるべき防災対応の呼びかけ」が行われる。



### 3 応急活動体制

市は、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合、警戒配備体制をしき、必要な職員を動員する。

また、事態の推移により、災害対策本部を設置する等、必要な体制をしく。

応急活動体制については、津波災害対策編 第1章第1節（p-301）、一般災害対策編 第1部第1章第1節及び第2節を準用する。（p-80）

## 第2節 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

担当	【市】総務部・復興企画部・教育委員会事務局
----	-----------------------

市（秘書課・危機管理課・生涯学習課）は、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合、「当該情報を受けてとるべき防災対応の呼びかけ」等について、防災行政無線、防災メール、広報車等で住民に伝達する。



## 第3節 市の防災対応

担当	【市】復興企画部・教育委員会事務局・関係各課・施設管理課
----	------------------------------

### 第1 防災対応の基本

北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合、住民等は、次の防災対応をとることを基本とする。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 後発地震に備え、地震への備えの再確認を行う。</li> <li>2 通常的生活継続を基本とし、地震発生時に迅速な避難を行う。</li> <li>3 自宅での生活継続が不安な場合は、各自が確保した親戚・知人宅等の避難先、又は、市が開放した避難場所に自主避難を行う。</li> </ol> |
|---|

### 第2 対応期間

防災対応の期間は、先発地震が発生し、後発地震への注意を促す情報が発信されてから1週間とする。

### 第3 市からの防災対応の呼び掛け

#### 1 住民への呼び掛け

市（危機管理課・関係各課）は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合、住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認、避難をするための備え等の防災対応をとるよう呼び掛ける。

住民等に呼び掛ける内容は、次のとおりである。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 家具、家電製品の固定、落下物の除去</li> <li>(2) 備蓄の確認、不足分の確保</li> <li>(3) 個々の病気・障がい等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備</li> <li>(4) 非常持出品の常時携帯</li> <li>(5) 避難場所・避難経路の確認</li> <li>(6) 家族等との安否確認手段の取決め</li> <li>(7) 地域の避難行動要支援者の避難体制の確認</li> <li>(8) 自宅での生活が不安な場合は、市の開放した避難場所、親戚・知人宅等に避難すること 等</li> </ol> |
|--|

#### 2 事業者への呼び掛け

市（危機管理課・施設管理課）は、事業者等に対し、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の安全点検、避難誘導等の確認を呼び掛ける。

また、市の施設においても、施設・設備等の安全点検を実施する。

事業者に呼び掛ける内容は、次のとおりである。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 機械、棚等の設備の転倒防止対策・点検等</li> <li>(2) 情報収集・連絡体制の確認</li> </ol> |
|---|

(3) 施設利用者、従業員等への避難経路、避難場所等の周知 等
---------------------------------

#### 第4 自主避難の対応

市（危機管理課・教育総務課）は、災害応急対策をとるべき期間において、自宅での生活が不安な住民が避難できるよう、一部の避難場所を開放する。

なお、その場合の食料、生活物資等は、避難者が確保し持参するものとする。

---

---

## 第6章 防災訓練に関する事項

担当	【市】復興企画部・関係各課
----	---------------

市（危機管理課・関係各課）は、大規模な地震を想定した防災訓練を2年に1回以上実施するよう努める。

その際、津波警報等又は後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。

防災訓練の内容については、総則・災害予防対策編 第2部第3章第2節を準用する。（p-68）

## 第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

### 第1節 市職員等に対する教育

担当	【市】復興企画部
----	----------

市（危機管理課）は、職員等に対し、次の内容の防災教育を実施する。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 地震及び津波に関する一般的な知識</li><li>(2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</li><li>(3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</li><li>(4) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</li><li>(5) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識</li><li>(6) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割</li><li>(7) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題</li></ol> |
|--|

## 第2節 住民等に対する教育・広報

担当	【市】復興企画部
----	----------

市（危機管理課）は、東日本大震災の教訓、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努める。

また、津波からの避難を始めとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう、次の内容の教育・広報を実施する。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地震及び津波に関する一般的な知識</li> <li>(2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</li> <li>(3) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</li> <li>(4) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識</li> <li>(5) 正確な情報の入手方法</li> <li>(6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</li> <li>(7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識</li> <li>(8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識</li> <li>(9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容及び実施方法</li> <li>(10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施</li> <li>(11) 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品</li> </ul> |
|--|

